旅行契約の解除・払戻について

１３．お客様の解除権－旅行開始前

(1) お客様は第２項の旅行契約成立後いつでも、次による取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、当社らの営業日・営業時間内にお受けしますので、旅行お申し込み時に営業時間等をお客様ご自身でもご確認ください。

【当社の営業時間は、平日 10 時～18 時まで（土日祝日を除く）】

（ア）本邦出国時または帰国時に航空機を利用するコース（（イ）に掲げる旅行契約を除く）

＜取消料＞（おひとり当たり）

イ．旅行開始日の前日から起算してさかのぼって**４０日目にあたる日以降３１日目**にあたる日まで

ピーク時に旅行を開始する旅行　：　旅行代金の１０％（５万円を上限）

ピーク時以外に旅行を開始する旅行　：　無料

ロ．旅行開始日の前日から起算してさかのぼって**３０日目にあたる日以降３日目**にあたる日まで

旅行代金が５０万円以上　：１０万円

旅行代金が３０万円以上５０万円未満：５万円

旅行代金が１５万円以上３０万円未満：３万円

旅行代金が１０万円以上１５万円未満：２万円

旅行代金が１０万円未満　：　旅行代金の２０％

ハ．旅行開始日の前日から起算してさかのぼって**１４日目に当たる日以降３日目**に当たる日まで

⇒　旅行代金の２０％

ニ．旅行開始日の**前々日以降旅行開始日当日**まで（ホ．に掲げる場合を除く）

⇒　旅行代金の５０％

ホ．無連絡不参加および旅行開始後

⇒　旅行代金の１００％

注：「ピーク時」とは１２月２０日から１月７日まで、４月２７日から５月６日までおよび７月２０日から８月３１日までをいいます。

（ア）　貸切航空機を利用するコース　：パンフレット等に記載する取消料によります。

（イ）　本邦出国時および帰国時に船舶を利用するコース：当該船舶に係る取消料の規定によります（パンフレット等に記載します）。

(2) 次に該当する場合は、お客様は取消料を支払うことなく旅行契約を解除できます。

（ア）　契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第２４項の表左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。

（イ）　第１１項（１）の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

（ウ）　天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる可能性が極めて大きいとき。

（エ）　当社がお客様に対し、第４項（２）に定める期日までに確定書面（最終確認書）を交付しなかったとき。（旅行開始日の前日まで、ただし旅行開始日の前日からさかのぼって７日目にあたる日以降に旅行の申し込みがなされた場合には、旅行開始日まで）

（オ）　当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。

(3) 当社は、本項（１）により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（または申込金）から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。また、本項（２）により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（または申込金）の全額を払い戻します。

(4) 旅行契約成立後に、お客様のご都合によりコースまたは出発日を変更された場合は、取り消し後に再予約を行うこととなり、（１）の取消料の対象となります。

１４．お客様の解除権－旅行開始後

(1) 旅行開始後において、お客様のご都合により旅行契約を解除または一時離脱をした場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

(2) お客様の責に帰さない事由により旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられなくなったときは、お客様は不可能になった旅行サービス提供に係る部分の旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった旅行サービスの提供に係る部分を払い戻します。

１５．当社の解除権－旅行開始前

(1) お客様が第６項に定める期日までに旅行代金のお支払いがないときは、当社は、お客様が旅行に参加される意思がないものとみなし、当該期日の翌日に旅行契約を解除します。この場合は第１３項に定める取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

(2) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由をご説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

（ア）お客様があらかじめ明示していた性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。

（イ）　お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと当社が認めるとき。

（ウ）　お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が認めるとき。

（エ）　お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

（オ）　お客様の数がパンフレット等に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって２３日目（ピーク時に旅行開始するときは３３日目）にあたる日より前に、旅行の中止を通知します。

（ア）　スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ表示した旅行実施条件が成立しないとき、

またはそのおそれが極めて大きいとき。

（イ）　天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。

⑶ 当社は、（１）により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（または申込金）から違約料を差し引いて払い戻します。（２）により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（または申込金）の全額を払い戻します。

１６．当社の解除権－旅行開始後の解除

⑴　当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。

（ア）お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。

（イ）　お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴力又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

（ウ）　天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

⑵　解除の効果および払い戻し

（ア）　本項（１）により旅行契約の解除が行われた場合であっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する旅行契約は有効に履行されたものとします。この場合お客様と当社との契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。

（イ）当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払いまたはこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。